



中山 金一 議員

意欲ある農家を  
対象とした支援を

質 中山議員

米価の下落対策として始められた減反制度は、集落営農を中心とした担い手を育てる制度に変えられようとしており、6月に農業改革関連法の一つである「担い手経営安定新法」が成立しました。

条件に担い手に絞り直接支払う制度を導入するもので、これまでの価格政策から所得政策へと、戦後の農政を大転換するものです。また、平成18年までの3年間の生産実績を中心に、米・麦・大豆・てん菜・でん分原料用ばれいしよなどに「一品目横断的経営安定対策」として助成金が支払われますが、経営体である担



▲農作業オペレーターによる稲刈り(五斗山地内)

い手は一定規模の経営面積が必要で、個人や法人は4ha(北海道は10ha)以上、集落営農組織は20ha以上のみを対象にしています。

新法は、担い手以外の農家を切り捨て選別と大規模化を進めるもので、日本農業を一層荒廃させかねず、やる気のある個人農家にも日の当たる制度が必要だと考えます。

そこで、19年度の生産調整についてお尋ねします。

(1) 当市の転作面積、各集落ごとの転作面積は、18年度の実績と比較してどうなりますか。

(2) 各集落の転作面積は、どのような基準・方法で割り当てられますか。

(3) 集団転作や個人転作の補助金は、どのようになりますか。

答 早川農政課長

(1)(2) 19年度の生産調整に関する数字的なものは11月に出ますので、まだ確定したものではありませんが、ご

指摘のように制度の見直し等があるため、そうしたものが示されてからの対応になると思います。

(3) 補助金は、市の単独助成ですので、今後、上層部と協議していきます。

質 中山議員

このたびの改革は、中小規模農家の間に混乱と不安を招いており、地域農業を支えるべき担い手づくりの取り組みにも影響を与えかねません。

農産物の価格保障を基本とした経営対策・経営規模にかかわらず、すべての意欲ある農家を対象にした支援策について、市長はどう考えていますか。

集団転作等への  
補助金を続ける

答 川瀬市長

現在の集団転作等への補助金を続けていきたいと考えています。